

「別記 1 1」 営業調査算定要領
(第 1 1 7 条)

営業調査算定要領

1 調査

区 分	事 項	内 容
<p>基本調査事項 (法人の場合)</p>	<p>イ) 営業所の所在地等 ロ) 事業概況説明書 ハ) 確定申告書(控)</p>	<p>基本的調査事項として、次の事項を調査し、又は資料収集を行うものとする。</p> <p>営業所の所在地、社名、代表者名、業種及び開設年月日</p> <p>確定申告書とともに税務署に提出する事業概況説明書を収集する。</p> <p>原則として、税務署の受付印のあるものを過去3か年分を調査する。</p>
<p>(個人の場合)</p>	<p>ニ) 損益計算書 ホ) 貸借対照表 ヘ) 固定資産台帳 ト) 総勘定元帳等 イ) 営業概況書 ロ) 確定申告書(控) ハ) 総勘定元帳等</p>	<p>過去3か年分を調査収集する。</p> <p>過去3か年分を調査収集する。</p> <p>直近1か年分を調査収集する。ただし、特に必要と認められた場合は、過去3か年分を調査収集する。</p> <p>直近1か年分を調査収集する。ただし、特に必要と認められた場合は、過去3か年分を調査収集する。</p> <p>店舗又は営業所の名称、所在地、経営者名、営業の内容、生産及び販売実績、生産及び販売計画、受注又は顧客の動向、従業員の雇用状況等を調査し、営業概況書を作成する。</p> <p>原則として、税務署の受付印のあるものを過去3か年分収集する。</p> <p>直近1か年分を調査収集する。ただし、特に必要と認められた場合は、過去3か年分を調査収集する。</p> <p>① 正規の簿記の場合 総勘定元帳、売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳及び固定資産台帳</p> <p>② 簡易簿記の場合 現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳及び固定資産台帳</p>
<p>業種別調査事項</p>	<p>① 小売・サービス業の場合 イ) 雑貨店、菓子店等店頭で販売する小売店 ロ) 飲食店、ドライ</p>	<p>下記の内容は、基本的事項であり、その他必要事項を調査する。</p> <p>1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、仕入先について調査する。</p> <p>酒店、煙草店等法律規制に注意する。</p> <p>1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、営業場所</p>

区 分	事 項	内 容
	ブイン、バー、 キャバレー等 一般的飲食業	の広さ（部屋数）、椅子の数、定価（料金）、仕入先及び営業時間について調査する。 開業に必要な許認可、同業者の自主規制等の有無について調査する。
	ハ) 待合、料亭等 高級接客業	1日の平均客数、客1人当たり平均的消費高、営業場所の広さ（部屋数）、得意先、客の質、1日平均の部屋の使用程度、従業員の雇用形態について調査する。
	ニ) 旅館、ホテル等	1日の平均客数、営業場所の広さ（部屋数）、定価（料金）、賄量、観光バス・観光会社との関係、営業の閑期・繁期、従業員の雇用形態について調査する。
	ホ) 簡易旅館、下宿 等	営業場所の広さ（部屋数）、定価（料金）、賄量、現在宿泊（下宿）人数を調査する。
	ヘ) 病院、医院等	1日の平均外来患者数、入院患者数、営業場所の広さ（部屋数）、ベット数、社会保険による診療と普通診療の患者の率を調査する。
	ト) 美容院、理髪店	1日の平均客数、得意先、椅子の数、定価（料金）、従業員の数、固定客の率、美容・理容具及び化粧品等の販売を行なっている場合、その内容等を調査する。
	チ) パチンコ、麻雀 等遊戯場	1日の平均客数、客1人当たり平均消費高、椅子の数、遊戯器具の台数、パチンコ屋については、景品による利益も調査する。飲み物等自動販売機についても調査する。
	リ) 浴場業、映画館	1日の平均客数、営業場所の広さ、定価（料金）、客の大人、中人、小人等の数の比率、飲み物等自動販売機についても調査する。
	ヌ) 石油製品小売業 （ガソリンスタ タンド）	1日の平均客数、客1人当たり平均消費高、定価（料金）、チケット利用者数、部品、カーアクセサリ等の販売、洗車、法定点検、整備施設等について、調査する。
	ル) 自動車整備業	1日の平均客数、営業場所の広さ、得意先、定価（料金）、特約店との契約内容、従業員の数等について調査する。
	ヲ) 倉 庫 業	営業場所の広さ、得意先、定価（料金）、扱い荷の出入庫伝票について調査する。扱い荷の平均回転率についても調べる。
	ワ) 弁護士、税理 士等	得意先、定価（料金）、フリー客の1か月平均の数とその報酬、事務所と住居との関係等を調査する。
	② 卸売業の場合	取引先（得意先）、扱い品の1か月平均出入庫量、仕入価格、仕入調査、在庫量、販売先、従業員の数等について調査する。
	③ 製造業の場合	機械設備等の数量・種類・配置規模、生産品の種類・数

区 分	事 項	内 容
		<p>量・原価、1日の平均の生産量、原材料の仕入先・仕入量、原材料、加工・製品・荷造・搬出等の生産工程、部門別従業員内訳、従業員及び機械配置行動軌跡の調査</p> <p>公害対策施設に関する調査</p> <p>当該工場の公害発生源の有無及び現存する公害対策に係る施設及び公害対策基本法等公害関係法規との関係で移転することによる公害対策施設費の増分等について調査する。</p> <p>J I Sマーク表示許可、失効に伴う損失等に関する調査</p> <p>当該工場で製造される商品に産業標準化法（昭和24年法律第 185号）に基づく日本産業規格表示制度による J I Sマーク表示許可の有無、工場の移転に伴う J I Sマーク喪失の期間（移転後の工場で何か月稼働すれば申請できるか、また申請から許可までに要する月数は何か月か。）及び J I Sマークを喪失することによる商品の値下り等について調査する。</p> <p>なお、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第75号）に基づく日本農林規格による J A Sマークの喪失についても同様とする。</p> <p>立上り損失に関する調査</p> <p>製造工場が移転して新たな操業を開始した場合にロス製品がどの程度の比率で発生し、通常のロス率まで回復するにはどの程度の期間を必要とするか等、既に移転した同業種の工場等について調査する。</p>
補償種別調査事項 ① 営業休止補償	① 休止期間の調査 ② 収益（所得）減の調査 ③ 得意先喪失の調査	建物の移転工程表を参考とし、休業期間を調査する。 移転工程表、機械、設備、商品の移転工程等を調査する。 損益計算書及び貸借対照表の分析 過去3か年分の損益計算書による経営分析。営業資料が得られない場合は、現地調査により収益資料を収集、経営指標における調査として、同種同程度の業者における収益率等を調査する。 休業期間、営業の種類、得意先の分布事業等により、得意先喪失の期間を調査する。

区 分	事 項	内 容
② 営業廃止補償	④ 従業員(人件費)の調査	<p>従業員に対する休業補償について調査する。平均賃金に対する調査。補償率の調査。</p> <p>従業員調査表には、次に該当する者を明らかにする。</p> <p>1) 同一経営者に属する営業所が他にあり、そこに従事できる者。</p> <p>2) 営業所の休止に関係なく（外交、注文取等）に従事できる者。</p> <p>3) 一時限りで臨時（パートタイマー、アルバイト等）に雇用されている者</p>
	⑤ 商品、仕掛品等の減損調査	<p>移転及び休業における商品、仕掛品の減損の有無及びその内容について調査する。</p>
	⑥ 移転広告費等の調査	<p>商圏の世帯数及び過去の売出し等に際し、配布したチラシ等の枚数等を調査する。</p> <p>取引先名簿、得意先名簿等により移転通知先数を調査する。</p> <p>事業所が移転することによって、スクラップ化する事務用品等についても調査する。</p> <p>開店祝のやり方、開閉店広告等について、地域の慣行を調査する。</p>
	⑦ 仮営業所を設置する場合の調査	<p>仮営業所であるための収益減、仮営業所の位置の変更による得意先喪失を調査する。</p> <p>借上げる場合の調査事項として、仮営業所期間中の賃借料等を調査する。</p> <p>建設する場合の調査事項として、地代相当額、建設費等を調査する。</p>
	営業廃止に係る調査事項	<p>近傍同種の営業の権利等の取引事例がある場合には、その取引に関する資料、当該営業権が他から有償で譲受けた場合、又は合併により取得した場合には、その取得に関する資料を調査する。</p> <p>売却損の対象となる営業用固定資産（建物、機械装置、車両運搬具等）及び流動資産（商品、仕掛品、原材料等）に関する資料を調査する。</p> <p>従業員及び雇用に関する資料として、休業、解雇又は退職に関する労働協約、就業規則、その他の雇用契約に係る書類等を調査する。</p> <p>社債の繰上償還により生ずる損失調査、廃止後における転業、廃業等について調査する。</p>

区 分	事 項	内 容
③営業規模縮少補償	営業規模縮少補償に係る調査事項	<p>営業用固定資産及び流動資産に関する資料、従業員及び雇用に関する資料を調査する。(営業廃止と同様)</p> <p>資本の過剰遊休化及び経営効率低下により、通常生ずる損失額の認定に必要な資料として、商品の単位当たりの生産費又は販売費等の増大分(単位当たりの経費増)を調査する。</p> <p>当該企業及び同種同程度の企業の損益分岐点比率を調査する。</p> <p>○ 損益分岐点売上高 = $\frac{\text{固定費}}{1 - \frac{\text{変動費}}{\text{売上高}}}$</p> <p>○ 損益分岐点比率 = $\frac{\text{損益分岐点売上高}}{\text{売上高}} \times 100$</p> <p>固定費：直接労務費、間接労務費、福利厚生費、賄費、減価償却費、賃借費、保険料、修繕費、光熱水道費、旅費、交通費、その他製造経費、通信費、支払運賃、荷造費、消耗品、広告宣伝費、交際接待費、役員給料手当、事務員・販売員給料手当、支払利息・割引料、租税公課、その他販売管理費</p> <p>変動費：直接材料費、買入れ部品費、外注工費、間接材料費、その他直接経費、重油等燃料費</p> <p>本店、支店がある場合は、本・支店の関連度を調査する。従業員比、売上高比、面積比、生産高比、給与(人件費)等により縮少率を調査する。</p>
基本添付書類	<p>①営業調査総括表</p> <p>②事業概況説明書</p> <p>③確定申告書(写)</p> <p>④損益計算書</p> <p>⑤貸借対照表</p> <p>⑥登記簿(法人・商業)の写し</p> <p>⑦戸籍簿(住民票又は戸籍の付票)</p> <p>⑧固定資産台帳の写し</p> <p>⑨従業員調査表</p>	<p>(様式第19号の1)</p> <p>(様式第19号の2)</p> <p>個人の場合は、営業概況書とする。</p> <p>勘定科目内訳説明書(写)も添付する。</p> <p>個人の場合は、総勘定元帳(写)等とする。</p> <p>個人の場合は、総勘定元帳(写)等とする。</p> <p>(様式第19号の3)</p>

2 算定

区分	事項	内容
補償種別事項 ①営業休止補償	①休業期間の認定 ②収益（所得）減の補償 ③得意先喪失の補償 ④固定的経費の補償 ⑤従業員に対する休業（人件費）の補償	<p>休業を必要とする期間は当該営業に供されている建物の移転期間とする。ただし、準備期間を必要とする場合は、移転工事期間の前後に加算することができる。</p> <p>収益（所得）減の補償額 $\text{＝年間の認定収益（所得）額} \times 1 / 12 \text{か月} \times \text{補償月数}$</p> <p>得意先喪失補償額 $\text{＝従前の1か月の売上高} \times \text{売上減少率} \times \text{限界利益率}$</p> <p>売上減少率 「土地改良事業の伴う用地等の取得及び損失補償要綱の運用方針」（昭和46年1月11日45農地D第994号（設）農地局長。以下「運用方針」という。）別表8による</p> <p>限界利益率 $\text{（固定費} + \text{利益）} \div \text{売上高}$</p> <p>なお、上記算定式のうち限界利益率を算出する場合は、$\{ \text{（売上高} - \text{変動費）} \div \text{売上高} \}$ によることができるものとする。</p> <p>また、限界利益率は、個々の営業実態、営業実績に基づき算出するものとし、固定費（地代や固定資産税のように売上高の増減に関係ない固定した経費をいう。）又は変動費（材料費や外注費のように売上高の増減に関係して変動する経費をいう。）の認定は、費用分解基準一覧表（運用方針 別表9）によるものとする。</p> <p>ただし、費用分解基準一覧表を適用して限界利益率を算出することが困難な場合は、「中小企業の財務指標」（中小企業庁編）の「実数分析データ」「中分類」における業種別の損益計算書に掲げる計数を用いて次式により算出することができるものとする。</p> <p>$\text{限界利益率} = \text{（売上高} - \text{（売上原価} - \text{労務費} - \text{賃借料} - \text{租税公課）} \text{）} \div \text{売上高}$</p> <p>固定的経費の補償額 $\text{＝固定的経費認定額} \times \text{補償期間}$</p> <p>「固定的経費の認定のための判断基準」（平成25年4月25日付け農村振興局設計課用地管理官事務連絡）により算定するものとする。</p> <p>従業員に対する休業手当相当額は、休業期間中に対応する平均賃金の80/100を標準として当該平均賃金の60/100から100/100までの範囲内で適正に定めた額とする。</p>

区 分	事 項	内 容
	<p>⑥商品、仕掛品等の減損の補償</p> <p>⑦移転広告費・開店祝費等の補償</p>	<p>平均賃金の認定は、従業員調査表（賃金台帳）、損益計算書、確定申告書及び青色申告書等の資料により認定する。</p> <p>商品、仕掛品等の移転に伴う減損については、損害保険会社、同業組合等の専門家の見積り、又は当該業種の運送を専門的にしている業者の見積りにより算定するものとする。</p> <p>長時間の営業休止に伴う商品、仕掛品等の減損については、保管に伴う経費増として倉庫業者による保管料の見積りにより算定する。</p> <p>保管することが不可能なもの及び保管することにより商品価値を失うものについては、費用価格（仕入賃及び加工賃等）の50パーセントを標準として、売却損を算定する。</p> <p>地域の慣行、当該営業所の業種・規模及び商圈の範囲等を考慮して算定する。</p> <p>1) 移転広告費</p> <p>a. 移転広告費 $= (\text{広告枚数} \times \text{印刷} \cdot \text{用紙代} + \text{諸経費}) \times \text{回数}$</p> <p>b. 移転通知費 $= \text{移転通知先数} \times \text{印刷葉書代} + \text{諸経費}$</p> <p>2) 開店費用</p> <p>a. 開店祝費 $= (\text{招待状の印刷} \cdot \text{封書代} + \text{酒肴代} + \text{記念品} + \text{諸経費}) \times \text{招待客数}$</p> <p>b. 粗品費 $= \text{粗品代} \times \text{顧客数}$</p> <p>c. 捨て看板費 $= \text{本数} \times \text{単価}$</p> <p>d. その他の費用</p> <p>法令上の手続き及びその他の諸経費、野立看板の書き替えに要する費用、営業用自動車の車体文字の書き替えに要する費用。</p> <p>なお、移転広告費等の各種補償項目については根拠書類（見積り等）を添付するものとする。</p>

区 分	事 項	内 容
	<p>⑧仮営業所を設置して営業を継続する場合の補償</p> <p>⑨費用比較</p>	<p>1) 仮営業所の設置に要する費用</p> <p>a. 仮設組立建物等の資材をリースする場合</p> <p>b. 建物等を借家する場合</p> <p>c. 仮設建物等を建築する場合</p> <p>上記の方法のうちから業種、建物規模、地域の状況等により通常妥当なものとして認定した方法に従い、運用方針第17に準じて算定した費用とする。</p> <p>2) 仮営業所であるための収益減の補償</p> <p>仮営業所を設置する場所的条件、人件費、減価償却費の過剰遊休化による収益の圧迫及び仕入市場と販売市場の変化に伴う運搬費等の経費増の額。</p> <p>3) 仮営業所の位置の変更による得意先喪失の補償</p> <p>営業所の位置の変更による得意先喪失額</p> <p>4) 営業所の移転に伴う通常生ずる損失補償</p> <p>仮営業所への移転に伴う商品、仕入品等の減損額及び仮営業所に仮移転するための移転通知費等。</p> <p>該当工法の費用比較を行うものとする。</p>
②営業廃止補償	<p>①営業権等の補償</p> <p>②資産、商品、仕掛品等の売却損等の補償</p>	<p>1) 営業権の取引事例がある場合</p> <p>補償額＝正常な取引価格</p> <p>2) 営業権の取引事例がない場合</p> <p>補償額＝R / r</p> <p>R：年間超過収益（所得）額</p> <p>r：年利率8パーセント</p> <p>1) 営業用固定資産の売却損の補償</p> <p>a. 現実に売却し得る資産（機械、器具、備品等）</p> <p>補償額（売却損）</p> <p>＝現在価格－売却価格</p> <p>現在価格50パーセントを標準とする。</p> <p>b. 解体せざるを得ない状況にある資産（屋内、納屋、設備等）</p> <p>補償額（売却損）</p> <p>＝現在価格＋解体費－処分価格（発生材処分価格）</p> <p>c. スクラップとしての価値しかない資産（償却済の機械、器具、備品等）</p> <p>補償額（売却損）</p> <p>＝現在価格－スクラップ価格</p>

区 分	事 項	内 容
	<p>③その他資本に関して通常生ずる損失の補償</p> <p>④解雇予告手当相当額の補償</p> <p>⑤転業期間中の休業手当相当額の補償</p> <p>⑥その他労働に関して通常生ずる損失額の補償</p> <p>⑦転業期間中の従前の収益（所得）額の補償</p> <p>⑧離職者補償</p>	<p>2) 営業用流動資産の売却損の補償 補償額（売却損） ＝費用価格（仕入費及び加工費等）－実売価格 ※費用価格の50パーセントを標準とする。</p> <p>営業を廃止するために、社債の繰り上げ償還を行う必要がある場合に発生する損失、契約の解約に伴う違約金又は清算法人に要する諸経費等が認められる場合に算定する。</p> <p>従業員に対して30日前に解雇予告ができない場合に、その損失を補償する。 補償額＝労働基準法第20条第1項に基づく額 なお、平均賃金は、労働基準法第12条第1項に規程する平均賃金を標準とする。</p> <p>営業を廃止することに伴い転業することが相当であると認められる場合で、従前の営業と新たな営業の種類、規模及び当該地域における労働力の需給関係等により従業員の全部又は一部を継続して雇用する必要があるときは、転業に通常要する期間中の休業手当相当額を算定する。 補償額＝平均賃金×（60／100から100／100までの範囲内で適正に定めた率（※））×転業期間 ※80／100を標準とする</p> <p>転業期間は、事業主が従来営業を廃止して新たな営業を開始するために通常必要とする期間で、その時期の社会的・経済的状況、営業地の状況、従前営業の種類及び内容等を考慮して6か月ないし1年の範囲で認定する。</p> <p>帰郷旅費相当額（労働基準法第64条の規定による。） 転業期間中に事業主に課せられる法定福利費相当額（雇用保険料、社会保険料、健康保険料等）等を実態に応じて算定する。</p> <p>収益（所得）額の補償 ＝年間の認定収益（所得）額×転業に通常必要とする期間（2年以内） 但し、被補償者が高齢であること等により円滑な転業が特に困難と認められる場合においては3年以内とすることができる。</p> <p>営業を廃止して解雇する従業員に対して、再就職に通常必要とする期間について従前の所得相当額を補償する。 補償の対象者は、常勤及び臨時雇のうち雇用契約の更新により1年を超える期間は実質的に継続して同一事業主に</p>

区 分	事 項	内 容
		<p>雇用された者とする。</p> <p>補償額＝賃金日額×補償日数－雇用保険相当額</p> <p>賃金日額は、算定時前6か月以内に被補償者に支払われた雇用保険法第4条第4項に規定する賃金の総額を、その期間の総日数で除した額の80/100を標準として60/100から100/100の範囲以内で適正に定めた額とする。</p> <p>補償日数は、55才以上の常勤は1年とし、臨時雇及び55才未満の常勤については、その者の雇用条件、勤続期間、年齢、当該地域における労働力を考慮して、1年の範囲内で適正に定めた日数とする。</p> <p>雇用保険相当額は、雇用保険金受給資格者について、勤続年数や年齢等を考慮して受給予定額を算定する。</p>
③営業規模縮小補償	<p>①営業用固定資産の売却損の補償</p> <p>②解雇予告手当相当額の補償</p> <p>③転業期間中の休業手当相当額の補償</p> <p>④営業規模の縮小率の認定</p> <p>⑤その他資本及び労働の過剰遊休化による損失の補償</p> <p>⑥経営効率低下による損失の補償</p> <p>⑦離職者補償</p>	<p>営業廃止補償の同項目と同様とする。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>営業用施設の減少の割合が営業規模の縮小と相関関係にあると判断される業種にあつては次式を参考にして認定する。</p> $\text{営業規模の縮小率} = 1 - \frac{\text{縮小後の面積等}}{\text{縮小前の面積等}}$ <p>営業用施設等の縮小率と売上高との相関関係が低いと判断される業種にあつては、営業の内容、規模等実態を考慮して認定する。</p> <p>a. 資本の過剰遊休化の損失の補償の場合 補償額＝（固定的経費×縮小率－売却した資産に関する固定的経費）×補償期間</p> <p>b. 労働の過剰遊休化の損失の補償の場合 補償額＝（従業員手当相当額×縮小率－解雇する従業員の従業員手当相当額）×補償期間</p> <p>補償額＝認定収益（所得）額×縮小額×補償期間</p> <p>営業廃止補償の同項と同様とする。</p>

区 分	事 項	内 容
基本添付書類	①営業休止補償金算定表 ②事業所及び営業概況書 ③営業補償方法認定書 ④移転工法別経済比較表 ⑤認定収益額算定表	(別記12 様式第10号 (その1)) (別記12 様式第10号 (その2)) (別記12 様式第10号 (その3))
付属添付書類	①固定的経費内訳表 ②固定的経費付属明細表 ③固定資産の売却損補償内訳表 ④人件費内訳表 ⑤移転広告費内訳表 ⑥移転工程表 ⑦損益計算書比較表	(別記12 様式第10号 (その4-1)) (別記12 様式第10号 (その4-2)) (別記12 様式第10号 (その5)) (別記12 様式第10号 (その6)) (別記12 様式第10号 (その7)) (別記12 様式第10号 (その8))